

# 団活動及び登録における秋田県独自のルール

## ルール1 〈団活動の指針〉

団活動は、20歳以上の登録指導者のもとで行う。(ただし、特別な事情がある場合には、責任の持てる役員またはスタッフが管理することも可とする。)

## ルール2 〈登録規程内規〉

スポーツ少年団で活動する者は、スポーツをする「団員」、スポーツを指導する「指導者」、団運営に関わる「役員」または「スタッフ」のいずれかに必ず登録する。

## ルール3 〈登録規程内規〉

旧認定員は、原則として2023年度までは「スポーツリーダー」資格で指導者登録する。2024年度以降も指導者登録する場合には、原則として2023年度に「コーチングアシスタント」資格への移行手続きを行う。(何年か先に指導者登録する可能性がある場合は、それまでの期間、必ず役員またはスタッフとして登録を継続すること。)

## ルール4 〈登録規程内規〉

「理念」を学んだ公認スポーツ指導者資格を有する20歳以上の指導者1名を代表者とする。

## ルール5 〈登録規程内規〉

コーチ・教師等の公認スポーツ指導者資格を有する者が、スタートコーチ(スポーツ少年団)を取得する際には、養成講習会の全カリキュラムを受講するものとする。(一部免除は行わない。)